# 宮城県連合中学校教育研究会技術・家庭研究部会　部会則

## 第１章　　総　則

第１条　この部会則は、宮城県連合小（中）学校教育研究会領域別教育研究部会の運営に関する規定第８条に基づいて定めるものであり、事務局を部会長在勤の地区内に置く。

第２条　本会は宮城県内中学校技術・家庭科教員（以下「会員」）をもって組織する。

## 第２章　　目　的

第３条　本会は技術・家庭科教育の研究向上並びに会員相互の親睦を目的とする。

## 第３章　　活　動

第４条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　技術・家庭科教育に関する研究並びに調査。

（２）　学習指導研究会、講習会、研究発表会、講演会、親睦会などの開催。

（３）　教科指導の資料並びに研究集録の編集。

（４）　その他必要と認めた事項

## 第４章　　構　成

第５条　本会に、総会、役員会、拡大役員会（宮城県連合小（中）学校教育研究会領域別教育研究部会の運営に関する規定第３条の幹事会を兼ねる）、研究推進委員会を置く。

第６条　１．各地区に、会長（１名）、副会長（若干名）事務局長（１名）、研究部長（１名）、研究副部長（１名以上）、その他の役職を置くこととし地区役職員と称する。

２．地区役職員うち３名は宮城県連合小（中）学校教育研究会領域別教育研究部会の運営に関する規定第３条の幹事を兼ねるものとする。

## 第５章　　役職員

第７条　１．本会に次の役員を置く。

会長　１名、副会長　若干名、幹事　若干名、研究部長　１名、研究副部長　２名ないし３名、事務局長　１名、庶務　１名ないし２名、会計　１名。

２．幹事は地区会長とし、正副会長を互選する。

ただし、地区会長以外で幹事が必要な場合は、会長が委嘱することができる。

第８条　会長・副会長は第１回目の役員会において承認を受ける。

第９条　役員の任期は１年とし再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条　会長は次の職務を行う。

（１）　この会を代表し、会務を統轄し、総会、拡大役員会、役員会、研究推進委員会を招集する。

（２）　事務局長、会計、庶務、その他の役職を委嘱する。

第 11 条　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第 12 条　幹事は、この会の運営をつかさどる。

第 13 条　事務局長は、この会の会務を処理する。

第 14 条　会計は、この会の会計事務を行う。

第 15 条　庶務は、この会の庶務事項の処理及び連絡に当たる。

## 第６章　　会　議

第 16 条　１．総会は、全会員によって構成し、この会の最高議決機関である。

２．ただし、当分の間は拡大役員会をもって総会の意と解する。

第 17 条　役員会は、会長、副会長等をもって構成し、会長が必要と認めた時に開催する。

第 18 条　拡大役員会は、地区役職員をもって構成し、会長が必要と認めた時に開催する。

第 19 条　拡大役員会は、総会に次ぐ議決機関とする。

第 20 条　拡大役員会は次の事項を付議する。

（１） 総会に提出する議案の調整
（２） 総会で付託された事項
（３） 総会で議決した事項の執行に関すること
（４） 会務の連絡調整
（５） その他、この会の運営に関する重要事項

第７章　　研究推進・編集委員会
第 21 条　この会の第４章の活動を容易かつ組織的に行うために、研究推進委員会、編集委員会を置く。
第 22 条　研究推進委員会は、各地区研究部長、副部長で構成するものとする。
第 23 条　研究推進委員会は、主に研究についての企画運営及び研究方針の検討を行う。
第 24 条　研究部長及び研究副部長は役員会において選出し、承認を受ける。
第 25 条　委員の任期は、第９条の規定を準用する。

第８章　　特別委員会
第 26 条　拡大役員会が必要と認めた時は、特別委員会を設け活動することができる。ただし、特別委員会は、その任務を終了した時に解散する。

第９章　　会　計
第 27 条　本会の経費は会費、補助費およびその他の収入をもって充てる。
第 28 条　本会の会計は、総会（拡大役員会）において決議された予算に基づいて行われる。
第 29 条　本会の決算は、会計監査を経て総会（拡大役員会）の承認を得なければならない。
第 30 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第１０章　　会計監査
第 31 条　本会の事務と会計を監査するために、２名の監事を置く。
第 32 条　監事は、第１回目の役員会で推薦し、委嘱する。
第 33 条　監事の任期は、第９条の規定を準用する。
第 34 条　監事は必要に応じ、定例または臨時に事務と会計について監査できる。
第 35 条　監事は監査の結果を総会（拡大役員会）において報告する。

第１１章　　細　則
第 36 条　役員会は、本会の運営に関し、必要な事項について細則を定めることができる。
第 37 条　細則を制定および改廃したい時は、これを次期総会（拡大役員会）に報告しなければならない。
第 38 条　本会の会則は、総会（拡大役員会）において出席者の３分の２以上の賛成がなければ改正することはできない。

第１２章　　付　則
１．本会則は平成６年４月１日より施行する。
２．平成１７年６月２８日一部改正する。
（第４条　２．地区割りについて変更。）
３．平成１９年２月２２日一部改正する。
（第１条　事務局の設置について変更。）
（第３条　文言の修正。）
（第４条　役職員の人数　２、地区の名称について変更。）
（第６条　会長による幹事の委嘱について追加。）
（第 11 条　追加。以降の条番号は繰り下げる。）
（第 15 条　拡大役員会の設置。これにともない会議の名称の変更を行う。役員会を拡大役員会と称する。幹事会を役員会と称する。第７条、第 16 条２、第 19 条、第 20 条、第 29 条、

第 35 条、第 38 条、第 40 条、第 41 条）
（第 18 条　追加。以降の条番号は繰り下げる）
４．平成２０年２月２５日一部改正する。
（第１条　名称について変更。）
（第４章と第５章の内容順の交代）
（第５条　各会議の規定の新設）
（第６条　地区役職員の明記と県幹事規定について）
（第７条　研究部長、研究副部長、編集部長、編集副部長、事務局長、庶務、会計を役員として明記）
（第 18 条　宮城県役職員を削除）
５．平成２５年８月７日一部改正する。
（第７条　研究副部長の人数）
（第８条　会長・副会長の承認を拡大役員会から役員会に変更）
６．平成２６年８月７日一部改正する。
（第 17 条　役員会の構成を役員から会長、副会長等に変更）
（第 28 条　委員の任期規定を第８条から第９条の準用に変更）
（第 31 条　総会を総会（拡大役員会）に変更）
（第 32 条　総会を総会（拡大役員会）に変更）
（第 35 条　推薦、委嘱する時機を拡大役員会から役員会に変更）
（第 36 条　監事の任期規定を第８条から第９条の準用に変更）
７．　平成２９年８月　日
（第４条（３）　学習ノートを削除）
（第５条　編集委員会を削除）
（第６条１　編集部長（１名）、編集副部長（１名以上）を削除）
（第７条１　編集部長（１名）、編集副部長（２名）を削除）
（第 10 条　編集委員会を削除）
（第 25 から 27 条を削除。以降の条番号を繰り上げる）